

小山広域保健衛生組合管内支店・営業所等取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、小山広域保健衛生組合（以下「本組合」という。）の入札参加資格者における、「小山市、下野市、野木町及び上三川町」の本組合構成市町区域内（以下「管内」という。）に所在する支店・営業所等（以下「管内支店等」という。）として登録する業者の取扱基準を定めることにより、公共契約に対する公正性の確保を図ることを目的とする。

（取扱基準）

第2条 管内支店等として認められる取扱基準は次のとおりとする。

- （1） 当該管内支店等は管内における営業年数が継続して2年以上あること。ただし、回収資源については5年以上あること。
- （2） 当該管内支店等に常駐の責任者等が存在し、かつ、営業活動を行い得る常駐の従業員等が適切に配置されており、常時直接連絡がとれる体制となっていること。
- （3） 当該管内支店等の建物又は事務所部分は、管内支店等と同一法人若しくはその代表者が所有しているか、又はこれらの名義による賃貸借契約に基づき賃借していること。
- （4） 当該管内支店等は他社と同居的な形態を成しておらず、独立した事務所となっていること。ただし、事務所と住居を併用している場合は、その実態を調査のうえ総合的に判断する。
- （5） 当該管内支店等は事務等を執り行える事務用什器（机、椅子など）や事務用機器（電話・ファックス等の通信機器及び複写機など）が具備されているとともに、当該管内支店等の所在を明らかにした看板等が簡易的でない方法により表示されていること。また、各種法令等にて、具備または掲示しなければならないとされている書類等が、具備または掲示されていること。

（実態調査）

第3条 本組合が必要と認めた時は、新規登録を希望する当該管内支店等

について、事前通知無く、随時職員を訪問させ、実態調査（必要に応じて事情聴取、写真撮影等含む。）を行うものとする。

2 管内支店等として既に資格を有する者であっても、前項同様に随時実態調査を行うものとする。

（取消等）

第4条 新規登録を希望する当該管内支店等について、実態調査を行った結果、第2条の各項目を満たしていないと本組合が判断した場合、管内支店等として認めないものとする。

2 管内支店等として既に資格を有する者であっても、実態調査を行った結果、第2条の各項目を満たしていないと本組合が判断した場合、小山広域保健衛生組合物品購入等入札参加者資格審査要綱第5条に基づき、資格を取消すものとする。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用する。